

## 文化審議会概要

### 1. 設置の経緯

中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、平成 13 年 1 月 6 日付けで文部科学省に設置。

### 2. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (3) 文化芸術基本法、展覧会における美術品損害の補償に関する法律、著作権法、文化財保護法、文化功労者年金法等の規定に基づき、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

### 3. 構成

- (1) 委員 30 人以内、任期 1 年(再任可)
- (2) 次の 4 つの分科会を設置する。

| 名 称                    | 主な所掌事務                                 |
|------------------------|--|
| 国 語 分 科 会              | ・国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること            |
| 著 作 権 分 科 会            | ・著作権制度に関する重要事項を調査審議すること                |
| 文 化 財 分 科 会            | ・文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること           |
| 文 化 功 労 者<br>選 考 分 科 会 | ・文化功労者年金法により審議会の権限に属させられた事項を<br>処理すること |

- (3) 臨時委員又は専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会に、必要に応じて部会を設置する。

### 4. 最近の主な答申

- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)について」(平成 27 年 4 月 16 日)
- 「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」(平成 28 年 11 月 17 日)
- 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(平成 29 年 12 月 8 日)
- 「文化芸術推進基本計画(第 1 期)について」(平成 30 年 2 月 16 日)
- 「授業目的公衆送信補償金の額の認可について」(令和 2 年 12 月)